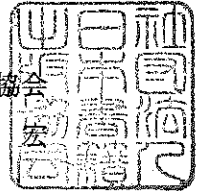


2013年3月4日

佐賀県武雄市  
市長 樋渡 啓祐 様

### 武雄市図書館に関する質問書

社団法人 日本書籍出版協会  
理事長 相賀 昌宏



拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当協会は、出版社約 440 社で構成する出版業界団体です。新たな試みとして、貴職が率先して進められている図書館構想に関しましては、当協会においても大きな関心を持っております。公共図書館の新しい姿を模索されている点については敬意を表するところですが、一方で、当協会としては以下に述べるような懸念を持つものであります。

つきましては、公務ご多用の折恐縮ですが、以下の質問にお答えいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

#### 1. 指定管理事業者である CCC が書店を併営する件について

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社 (CCC) が指定管理者として図書館業務の受託を行うことを決定した過程に関しては、市議会での正式な承認が行われたものであることを市長は答弁されています。しかし、CCC が公共施設である図書館内のテナントとして書店を運営することが認められたことに関しては、地元書店にも公募の機会を与えたのでしょうか。この決定プロセスについてお示しいただきたく存じます。

図書館運営を委託することと、公共財産である図書館スペースを民間業者に賃貸して書店や喫茶店等の営業を認めることは全く別の事項であると考えます。CCC が図書館業務を受託したことで、書店併営が自動的に認められるということがあるとしたら、それは適切ではありません。

#### 2. T-Point カードを貸出カードと併用する件について

CCC では、希望者に対しては T-Point カードを貸出カードとしても使用することを認め、さらに自動貸出機で T-Point カードを使用して図書の借り出しを行った場合には、ポイントを付与することを認める方向であると同っております。

これによって付与されたポイントは、武雄市内のみならず全国の T-Point カード加盟店での商品の購買時に利用できることとなります。これは、図書館という公的な業

務を利用して、一民間業者である CCC への割引販売による利益誘導を行っているとの見方も可能です。そうすると、これは著作権法第 38 条第 4 項に定められた、非営利無償の貸与の範囲を逸脱するのではないかとの疑いも生じます。これについて、市としてはどのようにお考えでしょうか。

以上の質問に対し、速やかにご回答くださいますことをお願いいたします。なお、当質問状は、貴職にお送りすると同時に、全国紙ならびに出版業界紙等のメディアにも送付致しましたことを申し添えます。

以 上

◎連絡先 日本書籍出版協会・調査部（樋口、川又）

TEL 03-3268-1303 Fax 03-3268-1196

[higuchi@jbpa.or.jp](mailto:higuchi@jbpa.or.jp)